

イ スプリンクラー整備

消防法施行令の一部改正に伴い、火災発生時自力で避難することが困難な人が多く入所する社会福祉施設について、スプリンクラーの設置が義務づけられたことから、社会福祉施設に入所している方々の安全を確保するため、スプリンクラー整備を図る。

【補助率】 国 1 / 2、都道府県等 1 / 4、設置者 1 / 4

【対象施設】

○ 延べ面積275㎡以上1,000㎡未満の施設及び延べ面積1,000㎡以上の平屋建の施設

救護施設、乳児院、知的障害児施設、盲ろうあ児施設(通所施設を除く。)、
肢体不自由児施設(通所施設を除く。)、重症心身障害児施設、障害者支援施設、
肢体不自由者更生施設、視覚障害者更生施設、聴覚・言語障害者更生施設、
内部障害者更生施設、身体障害者療護施設、身体障害者授産施設(通所施設を除く。)、
知的障害者更生施設(通所施設を除く。)、知的障害者授産施設(通所施設を除く。)、
知的障害者通勤寮、短期入所事業所

○ 延べ面積275㎡以上の施設で障害者自立支援法に定める「障害程度区分」4以上の者が利用する施設

共同生活援助(グループホーム)、共同生活介護(ケアホーム)、福祉ホーム、
精神障害者福祉ホームB型(「障害程度区分」4以上と同等の者)